

改 正 後	現 行
<p>1 計画概要書等の提出</p> <p>都道府県知事は、災害復旧事業に併せて災害関連事業（以下「関連事業」という。）を実施しようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「計画概要書等」という。）に別記により関連事業の計画概要を記載して地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下3、<u>5の(1)及び7</u>において同じ。）に提出するものとする。</p> <p>ただし、災害復旧事業として計画概要書等を提出したもののうち関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該計画概要書等をもって関連事業の計画概要を記載したものとみなす。</p> <p>2～6 （略）</p> <p><u>7 事業の監督</u></p> <p><u>地方農政局長は、関連事業により補助を受ける都道府県知事に対して、当該都道府県が行う関連事業又は関連事業を行う者に対してする当該都道府県の補助事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は当該事業の実施に関し必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>8 その他</u></p> <p><u>関連事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないと</u></p>	<p>1 計画概要書等の提出</p> <p>都道府県知事は、災害復旧事業に併せて災害関連事業（以下「関連事業」という。）を実施しようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「計画概要書等」という。）に別記により関連事業の計画概要を記載して地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下3<u>及び5の(1)</u>において同じ。）に提出するものとする。</p> <p>ただし、災害復旧事業として計画概要書等を提出したもののうち関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該計画概要書等をもって関連事業の計画概要を記載したものとみなす。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

きは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別記 (略)

別紙様式第1・別紙様式第2 (略)

別紙 農業用施設災害関連事業採択基準 (略)

別記 (略)

別紙様式第1・別紙様式第2 (略)

別紙 農業用施設災害関連事業採択基準 (略)

附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。

農業用施設災害関連事業の実施について

昭和40年9月10日付け40農地D第1129号
最終改正 令和5年3月31日付け4農振第2570号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長 殿
都道府県知事

農林水産事務次官

1 計画概要書等の提出

都道府県知事は、災害復旧事業に併せて災害関連事業（以下「関連事業」という。）を実施しようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「計画概要書等」という。）に別記により関連事業の計画概要を記載して地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下3、5の(1)及び7において同じ。）に提出するものとする。

ただし、災害復旧事業として計画概要書等を提出したもののうち関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該計画概要書等をもって関連事業の計画概要を記載したものとみなす。

2 関連事業の調査

関連事業の調査については、災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長及び沖縄総合事務局長はその結果をとりまとめ箇所別調書（別紙様式第1及び第2）を作成し、これを現地調査終了後、遅滞なく、農村振興局長に報告するものとする。

3 関連事業の審査等

地方農政局長は、計画概要書及び箇所別調書により当該関連事業について審査の上、予算の範囲内において事業の採択及び事業費の決定を行い、その結果を都道府県知事に通知するものとする。

4 関連事業採択の要件

関連事業として採択するには原則として、次の各号に掲げる条件の全てに適合するものとする。また、別紙農業用施設災害関連事業採択基準に掲げる工種については、同基準に適合するものでなければならない。

- (1) 当該関連事業における工事費が200万円以上で、かつ、施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと。

- (2) 当該施設について他の改良計画がないこと。
- (3) 事業効果が大であること。

5 事業計画の変更

- (1) 都道府県知事は、3の規定により災害関連事業の事業費の決定通知を受けた計画概要書等について、これらの内容に変更（次項に定める軽微な変更を除く。）を加えようとするときは、変更後の計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。
- (2) 前項の軽微な変更とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定を準用するものとする。
- (3) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更の内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨報告するものとする。

6 関連事業の増破等の取扱い

- (1) 関連事業が未着手の場合において、既存の施設に新たに災害が発生し、当該被災施設が新たに災害復旧事業の対象となったときは、当該被災施設に係る関連事業は廃止する。
- (2) 関連事業の実施中において、当該事業計画を根本的に再検討を要する災害が発生した場合には、当該関連事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな関連事業計画（復旧事業としての要件を備えている場合には、災害復旧事業計画。以下同じ。）により行うものとする。

なお、従前の関連事業における工事費のうち、新たな災害発生時の出来高で打ち切り、積算した残額については新たな関連事業における工事費のうち未成額とする。

- (3) 関連事業に係る施設が位置を変更する場合においては、新たな災害による原位置の施設についての増破額は関連事業の未着手、実施中を問わず新たな復旧費の積算はしないものとする。

7 事業の監督

地方農政局長は、関連事業により補助を受ける都道府県知事に対して、当該都道府県が行う関連事業又は関連事業を行う者に対してする当該都道府県の補助事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は当該事業の実施に関し必要な指示をすることができる。

8 その他

関連事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。

別記

1の関連事業の計画概要の記載様式等については、次の各号によるものとする。

1 関連事業計画概要の記載様式

「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める農林省告示」（昭和35年9月3日農林省告示第834号。以下「告示」という。）を準用して、次のように定める。

(1) 災害復旧（災害関連）事業計画概要書

（災害復旧（災害関連）事業補助計画概要書）

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

〔 北海道にあつては農村振興局長 〕
〔 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

県（都道府）知事

年 月 日発生した災害により被害を受けたので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）に災害関連事業の計画概要を記載して別紙のとおり提出する。

(2) 前(1)別紙に係る作業要領

別紙は告示に定める第1表から第4表まで、及び添付図面とし、第1表は告示の様式をそのまま用い、第2表から第4表まで、及び添付図面については、復旧事業分と復旧事業と関連事業とを併わせた全体のもの（告示様式準用）を作成するものとする。

2 復旧事業と関連事業を併わせた計画概要書等の作成については、取扱要綱第7から第13までの規定を準用するものとする。

3 関連事業費の算出

前2号により算出された事業費……………A

復旧事業費……………B

関連事業費……………A－B

別紙様式第 1

災害関連箇所別調書

都道府県名

番号		所在地				事業 主体	申請					調査					(ロ) / (イ)	A・ Bの 区分	採択 理由	備考
地区	箇所	都市	町村	字	関連費					(イ) 災害費	関連費				計					
					工種		数量	金額	うち 未成 (転属)		差引額	工種	数量	金額		うち 未成 (転属)				
						箇所 m	千円	千円	千円	千円		箇所 m	千円	千円	千円	千円	%			
A項計																				
B項計																				
合計																				

- 注 1 農地農業用施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が200万円以上で、かつ、災害復旧工事費の100%以内のものをA項関連、その他のものをB項関連と区分の上記入する。
- 2 うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号）第6の規定に準ずる）については備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。
- 3 採択理由欄は、採択基準第何項何号と簡単に記入する。
- 4 保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。
- 5 保留扱いとなった箇所及びB項関連箇所については、災害関連事業箇所別概要書のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。
- 6 調査の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）で国庫補助の対象とする経費を記載すること。

災害関連事業箇所別概要書

都道府県名	番号	地区		箇所	災害名及び被災月日	工種	所在地	査定額		関係面積	
		設置年月日	その事業名					構造	形状		寸法
災害	千円	計	千円								見取略図
復旧	千円	工法									
関連事業採択条件及び関連費算出方法											

災害関連事業箇所別概要書記入要領

1 原施設欄

- (1) 設置年月日 設置年月日が古いもので不明の場合は不明、あるいはおおむね経過年数の推定できる場合はその年数を記入する。なお設置後補修工事（災害復旧を含む。）等を行った場合は、そのもっとも新しいしゅん工年月日を（ ）内に記入する。
 - (2) その事業名 県営土地改良、土地改良融資、災害復旧等記入する。
 - (3) 構造 鉄筋コンクリート造、コンクリート、石積、石張、木造等を記入する。
 - (4) 形状 一般に呼称されている形式について記入する。
 - (5) 寸法 主要部分の寸法を記入する。
 - (6) 施設の機能 利用上の機能、すなわち通水量、取水量、排水量、貯水量及びその他の効用等について記入する。
- 2 被災程度 施設の被災の状況を分けて、その延長（m）、面積（m²）等をそれぞれ記入する。
- 3 復旧工法 工法選定上考慮した要件を記入し、その延長、面積等を併記する。
- 4 関連事業採択条件 採択基準条項をまず記入し、その理由については、被災歴（過去10カ年）、その復旧費合計額（当該年に換算）、復旧工法のみでは再度災害防止不適當な理由及び合併施行により得られる効果等記入する。
- 5 関連事業費の算出方法 区間関連の場合は、それぞれの数量、純工事費を記入する。なお、合併施行により新たに必要を生じたものについては、その工種、数量及び純工事費を記入する。
- 6 見取略図 縮尺は任意としてフリーハンドでよい。
- (1) 平面図の記号は延長の場合現状を（L）、被災を（1）、復旧を（1'）、新設の場合は（L'）として数量を記入する。なお被災程度欄等の記入の主なものとは図上でも判明できるように記入する。
 - (2) 断面図は2-1原型、2-2復旧、2-3新設（改良）として各工種の標準断面に寸法等を記入する。
- 7 査定額欄の（ ）は申請額を記入する。

別紙 農業用施設災害関連事業採択基準

1 ため池

- (1) ため池の被災が上流部の土砂崩壊に起因することが明らかである場合において、必要最小限度の土止工を新設する工事
- (2) 堤体が被災し、再度災害のおそれがある場合においてこれを防止するため、未被災部分を含めて最小限度の工法により堤防の嵩上げ、断面の拡大若しくは波除護岸、腰石垣、刃金工、水抜工等の新設又はグラウト工を施工する工事
- (3) 堤体の被災が余水吐（放水路を含む。以下同じ。）の狭小に起因することが明らかな場合において、余水吐を改修して施行する工事
- (4) 堤体の復旧に関連して堤体の安定上取水施設の改修を行う必要のあるときその工事費と原工法による復旧費との差額
- (5) 重ねため池の上流ため池の復旧に伴って必要を生じた下流ため池の改修工事
- (6) その他前各号に掲げるものに類する工事

2 頭首工

- (1) 被災後の状況の変化等を勘案して災害復旧事業のみでは、再度災害のおそれがある場合において、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号。以下「構造令」という。）に対応することを限度として被災部分若しくは未被災部分を含めて構造、工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分
- (2) 井堰の構造改定に伴い必要を生じた取入れ水門沈砂池等の改修工事で、原工法による復旧事業を超える部分
- (3) その他前各号に掲げるものに類する工事

3 水路

- (1) 水路橋又はサイホンが被災し再度災害のおそれがある場合において、構造令に対応することを限度として被災部分又は未被災部分を含めて構造、工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分
- (2) 河床の低下により被災した水路橋の未被災の橋脚及び橋台を補強する工事若しくはこれらに類する工事
- (3) その他前各号に掲げるものに類する工事

4 排水路（用排水兼用水路を含む。）

- (1) 被災箇所及びこれと接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所に接近した堤防の高さ又は断面にあわせて嵩上げし、又は通水断面を拡大して施行する工事
- (2) 越水により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未被災箇所をかさ上げし、又は巻堤として施行する工事
- (3) 災害原因が形状不良によることが明らかである場合において、流路の屈曲を是正し、若しくは洪水のそ通を図るために施行する工事。部分的に上下流の堤防法線にならって当該箇所の法線を後退させ若しくは河積を拡大して施行する工事又は寄洲切取り及び水制工の併用により乱流若しくは偏流を緩和して施行する工事
- (4) 未被災箇所に床止工、帯工等を新設して乱流又は河床の低下を防止する工事

- (5) 被害が激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画（流量の増加を伴うものに限る。）により改良し、再度災害を防止するために施行する工事
- (6) 被災箇所へ接続した弱い残存施設を改築又は補強して施行する工事
- (7) その他前各号に掲げるものに類する工事

5 海岸

- (1) 被災箇所へこれと接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所へ接近した堤防の高さ又は断面に併せてかさ上げし、若しくは拡大し、又は胸壁を新設して施行する工事
- (2) 越水又は越波により局部的に被災した箇所及びこれへ接続する未被災箇所へ胸壁又は被覆工を新設して施行する工事
- (3) 突堤又は離岸堤の新設により、土砂のたい積を削るとともに波力を減殺し、又は根固めの強化を図るために施行する工事
- (4) 被害が激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事
- (5) 被災箇所へ接続した弱い残存施設を改築又は補強する工事
- (6) その他前各号に掲げるものに類する工事

6 農道

(1) 道路

- ア 道路が被災し、山手斜面崩壊により甚大な被害を受けた場合において災害復旧工事に追加して施行する工事
- イ 巻立のない隧道における被災箇所へ接続した箇所へ、崩落のおそれがあると認められる場合において巻立及びグラウト工を施行する工事
- ウ 被災箇所へ接続した弱い残存施設を改築又は補強して施行する工事
- エ 災害原因が常時通水しない農道の横断暗渠の断面狭小に起因することが明らかな場合において、暗渠の断面を拡大し、若しくは横断暗渠を開渠に変更して施行する工事

(2) 農道橋

- ア 災害復旧事業において永久構造の橋梁として採択された橋梁の未被災部分を、永久構造として施行する工事
 - イ 橋梁が被災し、再度災害のおそれがある場合において、構造令に対応することを限度として被災部分又は、未被災部分を含めて構造工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分
 - ウ 橋梁の一部（被災延長が当該橋梁の延長の2分の1未満の場合を除く。）が被災し、当該橋梁へ接続する前後道路の幅員がすでに拡幅されている場合において、被災部分及び未被災部分
 - エ 橋梁の全部又は一部（被災延長が当該橋梁の延長の2分の1未満の場合を除く。）が被災し、当該橋梁へ接続する前後道路の幅員が拡幅されることが明確である場合において、当該橋梁の幅員を未被災部分を含めて前後道路の拡幅予定幅員にあわせて拡幅して施行する工事
- (3) その他前各号に掲げるものに類する工事

7 井堰、揚水機、ため池及び樋門（以下井堰等という。）の統合の場合

井堰等が被災し、災害復旧事業のみでは、再度災害のおそれがある場合に、災害復旧事業に代えて、これらの被害施設を統合して施行する場合の総工事費が当該統合に係る個々の施設を原位置で復旧する場合の災害復旧工事費の合計額を超える額。ただし、統合施設の用排水能力は、当該統合に係る個々の施設の能力の合計を限度とする。